

2-④③ 法令名： 駐車場法(S32法106)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
	【道路管理者としての権限】					
4③④	駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けること	規則5 I	—	自治法定(2)①	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(2)①			

(\*) 現行の県の事務: 都道府県→自治、道路管理者→法定

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-44 法令名： 道路整備特別措置法(S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
10①、④～⑦	地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等	規則17Ⅰ	—	—	—	—
11①、④～⑥	地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17Ⅱ	—	—	—	—
15①、④～⑥	地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等	規則17Ⅲ	—	—	—	—
18①、④～⑥	有料道路管理者が行う道路の新設等に係る届出受理等	規則17Ⅳ	—	—	—	—
19①、④、⑤	有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の届出受理等	規則17Ⅴ	—	—	—	—
20①	地方道路公社への資金の貸付	規則17Ⅵ	—	—	—	—
21①⑤	地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等	規則17Ⅶ	—	—	—	—
21④	有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理	規則17Ⅷ	—	—	—	—
24③	地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可	規則17Ⅸ	—	—	—	—
27①～④	都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等	規則17Ⅹ	—	自治	—	—
27⑥	都道府県からの報告の徴収	規則17Ⅺ	—	—	—	—
38①	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】	規則17Ⅻ	—	自治	—	—
38②、③	地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと。※38③において準用	規則17ⅩⅢ	—	—	—	—
46①	地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと。	規則17ⅩⅣ	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治		承認 f	
自治			
自治			

2-④④ 法令名： 道路整備特別措置法(S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
48①	地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと。	規則17X V	—	—	—	—
50⑤	有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること。	規則17X VI	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)
- ・ 許可・認可・承認
- 3f 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】			国営公園・都道府県管理の公園に対して		市町村管理の公園に対して		
30①	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること	令33	—			—	—	—
30②	都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等	令33	令33			—	—	—
31	都市公園の行政又は技術に関する勧告等	令33	令33			自治	31	—
	【公園管理者としての権限】			国営公園		都道府県管理の公園		
2の3	都市公園の管理	令33	—			自治	—	—
5①②	公園施設の設置又は管理の許可等	令33	—			自治	—	—
5の2①②	兼用工作物の管理	令33	—			自治	—	—
5の3	公園管理者の権限の代行	令33	—			自治	—	—
6①～③、7	都市公園の占用の許可等	令33	—			自治	—	—
8	許可の条件を付すこと	令33	—			自治	—	—
9	国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議	令33	—			自治	—	—
10②	原状回復等の指示	令33	—			自治	—	—
12①	国の設置に係る都市公園における行為許可	令33	—			—	—	—
〈8〉	許可の条件を付すこと ※12②において準用	令33	—			—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治	○		
自治	○		
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-④5

法令名： 都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
12の6	兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議	令33	—			自治	—	—
13	都市公園の損傷等の原因者の負担	令33	—			自治	—	—
14②	附帯工事に要する費用を負担させること	令33	—			自治	—	—
16	都市公園の保存	令33	—			自治	—	—
17①③	都市公園台帳の作成・保管等	令33	—			自治	—	—
20	都市公園を立体区域とすること	令33	—			自治	—	—
22①②	公園一体建物に関する協定	令33	—			自治	—	—
25①③	公園保全立体区域の指定	令33	—			自治	—	—
26②④	公園保全立体区域における行為の制限	令33	—			自治	—	—
27①～ ⑦、⑩	都市公園における監督処分	令33	—			自治	—	—
28①～④	監督処分に伴う損失の補償	令33	—			自治	—	—
〈2の3〉	公園予定区域の管理 ※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈5①②〉	予定公園施設の設置又は管理の許可等 ※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈6①～ ③、7〉	公園予定区域の占用の許可等 ※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈8〉	許可の条件を付すこと ※33④において準用	令33	—			自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-④ 法令名： 都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈9〉	国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈10②〉	原状回復等の指示※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈12①〉	国の設置に係る公園予定区域における行為許可※33④において準用	令33	—			—	—	—
〈13〉	公園予定区域の損傷等の原因者の負担※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈14②〉	附帯工事に要する費用を負担させること※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈25①③〉	公園予定区域の公園保全立体区域の指定※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈26②④〉	公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈27①～⑦、⑩〉	都市公園予定区域における監督処分※33④において準用	令33	—			自治	—	—
〈28①～④〉	監督処分に伴う損失の補償※33④において準用	令33	—			自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
3の3	地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	—	自治	—	—
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
51の9③	都道府県知事から、株式会社が行う土地区画整理事業を施行する認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24	—	自治	—	—
55⑧	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること等	規則24	—	自治	—	—
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24	—	自治	—	—
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24	—	—	—	—
71の2①、71の3④⑥⑦⑧⑩	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社)	規則24	—	自治	—	—
71の3⑭、〈71の3④⑥⑦⑧⑩〉	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社)※71の3⑮において準用	規則24	—	自治	—	—
72①	土地区画整理事業の施行の準備等に必要な場合、他人の占有する土地に測量及び調査のため立入ること等	規則24	—	自治	—	—
73①④	土地の立入等に伴う損失の補償等	規則24	—	自治	—	—
74	土地区画整理事業の施行の準備等のため、登記所等に対し無償に必要な簿書の閲覧等を求めること	規則24	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24	規則24	自治	75	—
76①③④⑤	土地区画整理事業の施行地区内において土地の形質の変更等を行おうとする者に対する許可等	規則24	—	自治	—	—
103④	換地処分をした場合において、その旨を公告すること	規則24	—	自治	—	—
118②	国交大臣施行の土地区画整理事業の費用負担	規則24	—	—	—	—
118③	国交大臣の指示を受けて都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業の費用の一部を負担	規則24	—	—	—	—
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24	—	—	—	—
123①②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	規則24	自治(123①のみ)	123	—
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24	規則24	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			



2-④⑦ 法令名： 宅地建物取引業法(S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
3①③	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等	規則32①	—	自治	—	—
3の2①	免許に条件を付し、及びこれを変更すること	規則32①	—	自治	—	—
4①	免許申請書の受理	規則32①	—	自治	—	—
6	免許証の交付	規則32①	—	自治	—	—
8①②	宅地建物取引業者名簿への登載	規則32①	—	自治法定(7)(*1)	—	—
9	免許申請事項の変更の届出受理	規則32①	—	自治	—	—
10	宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること	規則32①	—	自治法定(7)(*1)	—	—
11①	廃業等の届出受理	規則32①	—	自治	—	—
25④⑥⑦	営業保証金供託済の届出、催告、免許取消	規則32①	—	自治	—	—
<25④>	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出※26②において準用	規則32①	—	自治	—	—
<25④>	宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出※64の7③において準用	規則32①	—	自治	—	—
<25④>	社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出※64の15において準用	規則32①	—	自治	—	—
<25④>	宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出※64の23において準用	規則32①	—	自治	—	—
28②	営業保証金の不足額の供託の届出	規則32①	—	自治	—	—
50②	業務を行う場所の届出	規則32①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-④⑦ 法令名： 宅地建物取引業法(S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
64の4②	宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告	規則32①	—	自治	—	—
65①②	宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止(*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
66①②	宅地建物取引業者の免許の取消し	規則32①	規則32①	自治	—	—
67①	宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し	規則32①	規則32①	自治	—	—
69①②	聴聞を行うこと(*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
70①③	監督処分公告、報告徴収(*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
71	宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告(*2)	規則32①	規則32①	自治	71	—
72①②	宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査(*2)	規則32①	規則32①	自治	72	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		

(\*1) 国交大臣の免許を受けた宅建業者に係る宅建業者名簿の備付等に関するものに限り法定受託事務

(\*2) 宅建業者の支店等に関しては、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行うことができる。

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-48  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】					
7⑤⑥⑧	路線認定の協議に係る裁定等	令39②	—	—	—	—
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)	令39②	—	—	—	—
19②③④	境界地の管理の方法の協議に係る裁定	令39②	—	自治	—	—
19の2②③④	共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定	令39②	—	自治	—	—
25①③④	橋等の料金徴収に関する届出等	令39②	—	—	—	—
26①②③④	橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等	令39②	—	自治	—	事後報告(26)
27①	道路管理者の権限の代行	令39②	—	—	—	—
<19②>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定※54②において準用	令39②	—	自治	—	—
<7⑥>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54②において準用する19②において準用	令39②	—	自治	—	—
<19の2②>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定※54の2②において準用	令39②	—	自治	—	—
<7⑥>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54の2③において準用する19②において準用	令39②	—	自治	—	—
50①、53①	国道の新設等に係る費用負担	令39②	—	自治	—	—
56	道路に関する費用の補助(補助の対象となる主要な道路の指定は除く。)	令39②	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
法定(2)①			
自治			
自治			
自治		承認 f	
自治		事後報告(6②)	
法定(2)①			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-48  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
74	国道新設等の認可	令39②	—	—	—	—
75①	道路管理者に対する措置等の指示(指定区間外の国道)	令39②	令39③	—	—	—
75② I ③ I	道路管理者に対する処分等の指示(都道府県道等)	令39②	令39③	自治	75③ I	—
75② II ③ II	道路管理者に対する処分等の要求(都道府県道等)	令39②	令39③	自治	75③ II	—
76	道路管理者からの報告の受理	令39②	—	—	—	—
77①②	道路に関する調査	令39②	令39③	—	—	—
78	道路行政等に対する勧告等	令39②	令39③	自治	—	—
79①	社会資本整備審議会への諮問	令39②	—	—	—	—
94②	不用物件の譲与	令39②	—	—	—	—
94⑤	不用物件の譲与	令39②	—	法定(2)①	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(2)①			
法定(2)①			
自治	○		
自治	○		
法定(2)① 自治		事後報告(6①)	
法定(2)① 自治	○	事後報告(6①)	
自治	○		
自治			
法定(2)①			
法定(2)①			

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
  - ・ 法定受託事務とするメルクマール
  - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
    - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務
- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)
  - ・ 許可・認可・承認
  - 3f 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
  - ・ 事後報告・届出・通知を許容
  - 6① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
  - 6② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

(\*)76、77①②…国道→法定、都道府県道→自治

2-40  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
	【道路管理者としての権限】								
12	国道の改築等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
13①	指定区域内の国道の維持・修繕	令39①	—	法定 (2)①	13③	自治	—	—	
18①②	国道の路線決定、供用開始等に係る公示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
19の2① ⑤	共用管理施設の管理に係る協議等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
20②④⑤ ⑥	兼用工作物の管理に係る協議等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
21	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
22①	工事原因者に対する工事施行命令等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
23①	附帯工事の施工	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
24、57	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
24の2① ③	駐車場に係る駐車料金の徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
28①③	道路台帳の調製等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
32①～ ⑤、33① ②、34、 35、36① ②	道路占用の許可等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-40  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
37①~③	道路の占用の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
38①②	道路の占用に関する工事の施工等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
39①②	占用料の徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—
40②	原状回復の指示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
42①	道路の維持又は修繕	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
43の2	車両の積載物の落下等の予防措置等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
44①②④	損害予防のための区域の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
44の2① ~⑤⑧	違法放置物件に対する措置等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
45①	道路標識等の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
46①~③	通行の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の2① ②⑤	限度を超える車両の通行の許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の2③ ④	限度を超える車両の通行の許可に係る手数料の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—
47の3① ②	車両の通行に関する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の4① ②	制限を行う場合の道路標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-40  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
47の5① ③～⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の6	道路の立体的区域の決定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の7① ②	道路一体建物に関する協定の締結等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の10① ③	道路保全立体区域の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48②～④	道路保全立体区域内の制限	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の2① ～④	自動車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の3	道路等との交差の方式	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の5① ～④	自動車専用道路との連結許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の7① ②	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の8 ②、48の 9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の10	連結許可等に条件を付すこと	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の12	違反行為に対する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の13① ～⑤、48 の14①	自転車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-40  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
48の16	違反行為に対する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の17①	利便施設協定の締結等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
48の18① ~③	利便施設協定の公告、縦覧等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
49	道路管理に関する費用負担	令39①	—	自治	—	自治	—	—
54①④	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—
54の2① ④	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—
55①④	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—
58①	原因者負担金の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—
59③	附帯工事に要する費用の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—
61①②	受益者負担金の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—
62	道路の占有に関する工事の費用負担	令39①	—	—	—	—	—	—
64①②	収入の帰属	令39①	—	—	—	—	—	—
66①	他人の土地への立入等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
67の2① ~⑤	放置車両の移動等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			



2-40  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
68①②	災害時における土地の一時使用等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
69①～③	損失の補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
71①～③ ⑤	監督処分(71④道路監理員の任命に係る部分を除く)	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
71④	監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る)	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
72①③	監督処分に伴う損失補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
<69②③>	損失を受けたものとの協議等 ※72②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
73①～③	負担金等の強制徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
75⑤	処分変更に伴う損失補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
85③	道路の附属物の新設等の費用負担	令39①	—	自治	—	自治	—	—	
86②	国の行う事業等に対する負担金の徴収	令39①	—	—	—	—	—	—	
87①	許可等に条件を附すこと	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
91①	道路予定区域の行為許可等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	
<32①～ ⑤、33① ②、34、 35、36① ②>	道路予定区域の占用の許可等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	

➔

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
自治			
自治			
法定 (2)①			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-40  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
<37①~ ③>	道路予定区域の占用の禁止等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<38①②>	道路予定区域の占用に関する工事の施工等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<39①②>	道路予定区域の占用料の徴収等 ※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—
<40②>	道路予定区域の原状回復の指示 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<44①② ④>	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<44の2 ①~⑤ ⑧>	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<47の10 ①③>	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<48②~ ④>	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<71①~ ③⑤>	道路予定区域の監督処分(71④道路監理員の任命 に係る部分を除く)※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<71④>	道路予定区域の監督処分(道路監理員の任命に係 る部分に限る)※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—
<72①③>	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 ※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—
<75⑤>	道路予定区域の処分変更に伴う損失補償等 ※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—
<87①>	道路予定区域の許可等に条件を附すこと ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<92④>	道路予定区域の不要物件の交換等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<93>	道路予定区域の不要物件の使用の申出 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
自治			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-40  
(1-5)

法令名： 道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
91③	道路予定区域の行為許可に係る損失補償	令39①	—	自治	—	自治	—	—
92①④	不要物件の交換等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
93	不要物件の使用の申出	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
94①③	不用物件の返還	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
95	不要物件の返還交換に係る費用負担	令39①	—	自治	—	自治	—	—
<95>	道路予定区域の不要物件の返還交換に係る費用負担※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—
95の2① ②	公安委員会との調整	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
自治			
法定 (2)①			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-49 法令名： 官公庁施設の建設等に関する法律（S26法181）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
8①	庁舎が保安上又は防火上危険であると認める場合の各省各庁の長に対する措置の勧告	規則3	—	—	—	—
13①②	関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構造並びに保全に関する勧告等	規則3	規則3	—	—	—
13③	建築物の保全に関する実地指導	規則3	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		承認 f	
自治	○	承認 f	
自治		承認 f	

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月）

・ 許可・認可・承認

3f 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

2-50

## 法令名： 公営住宅法(S26法193)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
11①②	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知	規則28①	規則28	自治	—	—
37①	公営住宅等の用途廃止の承認	規則28②	—	—	—	—
44①③	公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認	規則28③	—	—	—	—
45①②	社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認	規則28④	—	—	—	—
46①	他の地方公共団体への譲渡の承認	規則28⑤	—	—	—	—
49①	事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること。	規則28⑥	規則28	自治	49	—
50	国の補助金の返還命令等	規則28⑦	規則28	—	—	—
51 I	厚生労働大臣との協議(補助金の交付決定)	規則28⑧	規則28	—	—	—
51 II III	厚生労働大臣との協議(譲渡の承認等)	規則28⑨	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治	○	承認 f	
自治		承認 f	
自治		承認 f	
自治		承認 f	
自治		承認 f	
自治	○		
自治	○	承認 f	
自治	○	承認 f	
自治		承認 f	

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)

・ 許可・認可・承認

3f 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

2-51

## 法令名： 土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
17①③	土地収用法に基づく事業の認定に関する処分 (起業地が1の地方整備局の管轄区域の事業等)	規則26	—	自治	—	—
18①	事業認定申請書の提出を受けること	規則26	—	自治	—	—
19①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下	規則26	—	自治	—	—
20	事業の認定の要件該当性の判断	規則26	—	自治	—	—
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—
23①②	事業認定に係る公聴会の開催	規則26	—	自治	—	—
24①③	事業認定申請書の送付及び縦覧	規則26	—	自治	—	—
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等	規則26	—	—	—	—
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—
26①～③	事業の認定の告示	規則26	—	自治	—	—
26の2①	起業地を表示する図面の長期縦覧	規則26	—	自治	—	—
27①～⑦	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分	規則26	—	—	—	—
28	事業の認定の拒否	規則26	—	自治	—	—
30②③	事業の廃止又は変更の報告を受けること	規則26	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-51 法令名： 土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
33	手続の保留の告示	規則26	—	自治	—	—
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること	規則26	—	自治	—	—
131の2	事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略	規則26	—	自治	—	—
<17①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定に関する処分※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<18①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<19①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<20>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の要件該当性の判断※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<21①②>	権利、物件及び土砂石れき等の管理者及び関係行政機関の意見の聴取※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<22>	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<23①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<24①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付及び縦覧※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<25②>	利害関係人の意見書の送付を受けること等※138において準用	規則26	—	—	—	—
<25の2①>	社会資本整備審議会等の意見の聴取※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<26①～③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<26の2①>	権利、物件及び土砂石れき等を表示する図面の長期縦覧※138において準用	規則26	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-51

法令名： 土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈27①～ ⑦〉	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分※138において準用	規則26	—	—	—	—
〈28〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の拒否※138において準用	規則26	—	自治	—	—
〈30②③〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止又は変更の報告を受けること※138において準用	規則26	—	—	—	—
〈33〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の告示※138において準用	規則26	—	自治	—	—
〈125①〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること※138において準用	規則26	—	自治	—	—
〈131の2〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略※138において準用	規則26	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			



2-52

## 法令名： 建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
9の3①②	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知	規則12	—	自治	—	—
14①②	勧告、助言又は援助	規則12	規則12	自治	14②	—
16	必要な報告等	規則12	規則12	法定(1)	16	—
17②④⑨⑪	特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等	規則12	規則12	自治	17④⑪	—
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(市町村)への承認	規則12	—	—	—	—
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(都道府県)への承認	規則12	—	—	—	—
68の2⑤	用途地域の制限緩和に係る市町村への承認	規則12	—	—	—	—
77の58①②	建築基準適合判定資格者の登録	規則12	—	—	—	—
77の61	建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理	規則12	—	—	—	—
77の62①②③	建築基準適合判定資格者の登録の消除等	規則12	—	—	—	—
77の65	手数料の納付	規則12	—	—	—	—
85の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認	規則12	—	—	—	—
6の2①、7の2①	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定(*)	省令80	—	自治	—	—
77の18③	指定確認検査機関指定時に特定行政庁の意見を聴くこと(*)	省令80	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治	○		
法定(1)			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
77の20、 77の21① ～③	指定確認検査機関の指定、指定の公示、名称等の変更の届出受理等(＊)	省令80	—	自治	—	—
77の22① ②④	指定確認検査機関の業務区域の増加等の認可等(＊)	省令80	—	自治	—	—
〈77の18 ③、77の 20〉	指定確認検査機関の業務区域増加認可時に特定行政庁の意見を聴くこと等(＊)※77の22③において準用	省令80	—	自治	—	—
77の23①	指定確認検査機関の指定の更新(＊)	省令80	—	自治	—	—
〈77の18 ③、77の 20〉	指定確認検査機関指定更新時に特定行政庁の意見を聴くこと(＊)※77の23②において準用	省令80	—	自治	—	—
77の24③ ④	確認検査員の選任又は解任の届出受理等(＊)	省令80	—	自治	—	—
77の27① ③	確認検査業務規程の認可、変更命令等(＊)	省令80	—	自治	—	—
77の30① ②	確認検査機関に対する監督命令(＊)	省令80	—	自治	—	—
77の31① ③④	確認検査機関に対する報告徴収・立入検査等(＊)	省令80	—	自治	—	—
77の33	指定確認検査機関に対する配慮(＊)	省令80	—	自治	—	—
77の34① ③	確認検査業務の休止又は廃止の届出受理等(＊)	省令80	—	自治	—	—
77の35① ～③	指定確認検査機関の指定の取消し等(＊)	省令80	—	自治	—	—
〈6の2①〉	指定確認検査機関の指定(＊)※87①において準用	省令80	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-52 法令名： 建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
〈6の2①、7の2①〉	指定確認検査機関の指定(*)※87の2①において準用	省令80	—	自治	—	—	自治			
〈6の2①、7の2①〉	指定確認検査機関の指定(*)※88①②において準用	省令80	—	自治	—	—	自治			

(\*) 確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
  - (1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

2-53 法令名： 建築士法(S25法202)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
5②	一級建築士免許の交付	規則24 I	—	—	—	—
5の2①②	一級建築士の住所等の届出の受理	規則24 II	—	—	—	—
8の2	一級建築士の死亡等の届出の受理	規則24 II の II	—	—	—	—
10①~③	一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと	規則24 III	—	—	—	—
10の2③④	構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等	規則24 IV	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(7)			
法定(7)			
法定(7)			
法定(7)			
法定(7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-54

法令名： 港湾法(S25法218)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
43の6	開発保全航路の開発等	令22①I	—	—	—	—
<55の2>	他人の土地への立入等(開発保全航路に関する工事) ※43の7において準用	令22①I	—	—	—	—
<55の4>	損失の補償(開発保全航路に関する工事) ※43の7において準用	令22①I	—	—	—	—
<55の5>	開発保全航路に関する工事に伴う工事の費用の補償 ※43の7において準用	令22①I	—	—	—	—
43の8 ②、③	開発保全航路内の占用許可等	令22①I	—	—	—	—
<37③>	国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に係る協議※43の8④において準用	令22①I	—	—	—	—
43の9①	開発保全航路の開発等に係る費用の負担	令22①I	—	—	—	—
(43の2)	他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担※43の9②において準用	令22①I	—	—	—	—
(43の3①)	原因者の負担 ※43の9②において準用	令22①I	—	—	—	—
(43の4①)	受益者の負担 ※43の9②において準用	令22①I	—	—	—	—
56の6① ②③	開発保全航路に開発等に係る負担金の強制徴収等	令22①I	—	—	—	—
46①	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可	令22①II	—	—	—	—
58③	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議	令22①III	—	—	—	—
56の4① ~⑦⑨	監督処分	令22②	令22②	自治	—	—
56の5① ~③	報告の徴収等	令22②	令22②	自治	56の5①	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			
自治			
自治			
自治			
自治		承認 f	
自治			
法定 (2)①			
法定 (2)①			

2-54 法令名： 港湾法(S25法218)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
54①	港湾施設の貸付け等	国有財産法 9	国有財産法 9	—	—	—	法定 (2)①			
54の2①	港湾施設の貸付け等	国有財産法 9	国有財産法 9	—	—	—	法定 (2)①			

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
  - ・ 法定受託事務とするメルクマール
    - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
      - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務
- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)
  - ・ 許可・認可・承認
    - 3f 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

2-55

法令名： 建設業法(S24法55)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①	建設業の許可等	規則29	—	自治	—	—
3の2①	建設業の許可の条件及び変更	規則29	—	自治	—	—
5、7、8	建設業の許可の申請等	規則29	—	自治	—	—
10	登録免許税及び許可手数料	規則29	—	—	—	—
11①～⑤	営業所の所在地等の変更の届出(一般建設業)	規則29	—	自治	—	—
12	建設業者の廃業等の届出(一般建設業)	規則29	—	自治	—	—
13	提出書類の閲覧(一般建設業)	規則29	—	自治	—	—
15	特定建設業の許可	規則29	—	自治	—	—
<5、8>	建設業の許可の申請等(特定建設業)※17において準用	規則29	—	自治	—	—
<10>	登録免許税及び許可手数料(特定建設業)※17において準用	規則29	—	—	—	—
<11①～⑤>	営業所の所在地等の変更の届出(特定建設業)※17において準用	規則29	—	自治	—	—
<12>	建設業者の廃業等の届出(特定建設業)※17において準用	規則29	—	自治	—	—
<13>	提出書類の閲覧(特定建設業)※17において準用	規則29	—	自治	—	—
19の5	発注者に対する勧告	規則29	—	自治	—	—
24の6③	下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること	規則29	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-55

## 法令名： 建設業法(S24法55)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
25の27②	建設業者の施工技術の確保に資するための措置	規則29	規則29	—	—	—
27③	技術検定合格証明書の交付等	規則29	—	—	—	—
27の26① ②④	経営規模等評価	規則29	—	自治	—	—
27の27	申請者に対する経営規模等評価の結果の通知	規則29	—	自治	—	—
27の28	経営規模等評価の再審査の申立の受理	規則29	—	自治	—	—
27の29① ②③	申請者に対する総合評定値の通知	規則29	—	自治	—	—
27の30	経営規模等評価申請者の手数料の納付	規則29	—	—	—	—
27の37	建設業者団体の届出	規則29	—	自治	—	—
27の38	建設業者団体に対する報告徴求	規則29	規則29	自治	—	—
28①③⑦	建設業者への指示及び営業の停止等	規則29	規則29	自治	—	—
28⑥	都道府県知事が建設業者へ処分をおこなったときの報告を受けること	規則29	—	自治	—	—
29①②、 29の2①	建設業者の許可の取り消し	規則29	規則29	自治	—	—
29の3③	建設工事の施工の差止め命令	規則29	規則29	自治	—	—
29の4① ②	新たに営業を開始することの禁止	規則29	規則29	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			



2-55

法令名： 建設業法(S24法55)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
29の5② ③④	建設業者監督処分簿の備付け等	規則29	—	自治	—	—
30①	建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること	規則29	—	自治	—	—
31①	報告徴収・立入検査	規則29	規則29	自治	31①	—
41①②③	建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告	規則29	規則29	自治	41①	—
42①②、 42の2④	公正取引委員会への措置請求等	規則29	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治			

2-56

法令名： 測量法(S24法188)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
55の2	測量業者の登録申請書の提出を受けること	規則19	—	—	—	—
55の5① ②	測量業者登録簿への登録等	規則19	—	—	—	—
55の6① ②	測量業者登録の拒否等	規則19	—	—	—	—
55の7① ②	測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること	規則19	—	—	—	—
<55の5① ②>	測量業者登録簿への変更登録等※55の7③において準用	規則19	—	—	—	—
<55の6① ②>	測量業者の変更登録の拒否等※55の7③において準用	規則19	—	—	—	—
55の8① ②	測量業者から営業経歴書等の提出を受けること	規則19	—	—	—	—
55の9① ②	測量業者から廃業等の届出を受けること	規則19	—	—	—	—
55の10①	測量業者登録簿からの登録の消除	規則19	—	—	—	—
<55の6 ②>	測量業者登録簿からの登録の消除の通知※55の10②において準用	規則19	—	—	—	—
55の12①	測量業者登録簿を閲覧に供すること	規則19	—	法定 (7)	—	—
55の12② ③	測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること	規則19	—	—	—	—
56の6	測量業者への助言	規則19	規則19	—	—	—
57①②	測量業者の登録の取消し、営業の停止	規則19	規則19	—	—	—
<55の6 ②>	測量業者の登録を取り消した場合等の通知※57③において準用	規則19	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			

2-56

法令名： 測量法(S24法188)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
57の2①②	測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと	規則19	規則19	—	—	—	
57の3①	測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査	規則19	規則19	—	—	—	

  

権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治	○		

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7③	二以上の都府県に関係する水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること	規則5	—	—	—	—
10②	国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがあるときの関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5	—	自治	—	—
13①	国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5	—	自治	—	—
14①③	国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及び関係市町村への通知	規則5	—	自治	—	—
16①②④	国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと及び関係都道府県への通知 ※16条1項について、河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5	—	自治	—	—
27②	水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の優先的利用	規則5	—	自治	—	—
40	水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言	規則5	—	自治	—	—
47①	報告徴収(都道府県)	規則5	規則5	自治	47	—
47①	報告徴収(水防管理団体)	規則5	規則5	自治	47	—
48	勧告・助言(都道府県)	規則5	規則5	自治	48	—
48	勧告・助言(水防管理団体)	規則5	規則5	自治	48	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-58

法令名： 公有水面埋立法(T10法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
23②	都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること	規則17	—	—	—	—
27③	都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること	規則17	—	—	—	—
29③	都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること	規則17	—	—	—	—
33②	都道府県知事から違反事実の更生の命令をするときの報告を受けること	規則17	—	—	—	—
47①	都道府県知事の職権に属する事項(埋立免許)に関する認可 (①50haを超える埋立て及び②2以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立てを除く。)	規則17	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

2-59 法令名： 運河法(T2法16)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3②	運河の接続に係る設備共用命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—	法定 (1)			
8①	事業の報告の徴収等	規則22	—	法定 (7)	—	—	法定 (1)			
9	運河の維持修繕命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—	法定 (1)			
15①、16①	運河及び附属物件の買収	規則22	—	自治	—	—	自治			

(\*) 2以上の地方整備局の管轄区域にまたがる運河に関するもの以外のものを地方整備局長へ委任

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-60

法令名： 砂防法(明30法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
4②	指定土地における一定の行為の禁止・制限	職権省令Ⅰ	—	法定(2)②	4②	—
6②	砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示(砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が2以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く)	職権省令Ⅱ	—	—	—	—
7	都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行	職権省令Ⅲ	—	法定(2)②	6③、7	—
8	他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要がある場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行	職権省令Ⅲ	—	法定(2)②	6③、8	—
11の2	砂防設備台帳の調製、保管※6③による施行	職権省令Ⅲ	—	法定(2)②	6③、11の2	—
22	土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令※6③による施行	職権省令Ⅲ	—	法定(2)②	6③、22	—
23	指定土地等への立入、障害物の除却等※6③による施行	職権省令Ⅲ	—	法定(2)②	6③、23	—
18②	費用の追徴	職権省令Ⅳ	—	法定(2)②	18②	—
29	許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等	職権省令Ⅴ	—	法定(2)②	—	—
30	更正命令等	職権省令Ⅵ	—	法定(2)②	—	—
36	法令による義務の履行命令	職権省令Ⅵ	—	法定(2)②	36	—
37	保証金の納付目的又は過料への充用	職権省令Ⅵ	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			
法定(2)②			

2-60

法令名： 砂防法(明30法79)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
38	私人が負担する費用等の徴収	職権省令 VI	—	法定 (2)②	—	—
39	職権の行政処分による強制	職権省令 VI	—	—	—	—
32①	砂防行政についての行政庁への指示(都道府県等)	職権省令 VII	職権省令 7	法定 (2)②	職権省令7	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)②			
法定 (2)②			
法定 (2)②			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務



3-① 法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①③	農商工等連携事業計画の認定	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—
<4③>	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—
5①～③	農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—
17①	認定農商工等連携事業者に対する報告徴収	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)

・ 事後報告・届出・通知を許容

6① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合

3-② 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定等	規則3⑥	規則3⑥	—	—	—
7①②	地域産業資源活用事業計画の変更の認定、取り消し等	規則3⑥	規則3⑥	—	—	—
〈6②④〉	地域産業資源活用事業計画の変更申請等※7③において準用	規則3⑥	規則3⑥	—	—	—
15	地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徴求	規則3⑥	規則3⑥	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)
- ・ 事後報告・届出・通知を許容
- 6① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合

3-③ 法令名： 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(H19法59)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5⑧	地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること	規則45③	規則45③	自治	5⑧	—	自治	○		
6⑥	地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること	規則45③	規則45③	自治	6⑥	—	自治	○		



3-④

法令名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				事務区分(メルクマール)		大臣並行権限		国の関与(メルクマール)
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
9②	旅客施設の建設等に係る届出の受理	規則26①	—	—	—			—
9③	旅客施設に関し必要な措置を取るべきことの命令	規則26①	—	—	—			—
25⑫	移動等円滑化基本構想に対する助言	規則26②	規則26②	自治	25⑪			—
29①②③⑤	公共交通特定事業計画の認定等	規則26①	—	—	—			—
32③	国道等に係る道路特定事業の同意	規則26①	—	—	—			—
38②③	公共交通特定事業の実施要請に応じない旨の通知の受理及び実施すべき旨の勧告	規則26①	—	—	—			—
38④	移動等円滑化のために必要な措置を取るべき旨の命令	規則26①	—	—	—			—
53①	公共交通事業者等に対する報告の徴求、立入検査等	規則26②	規則26②	—	—			—
	【道路管理者及び公園管理者としての権限】			補助国道		県道・県管理公園		
10①～④	道路管理者の基準適合義務等	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	—
31①④～⑦	道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	—
<31④～⑦>	市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治	○		
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			

3-④ 法令名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				事務区分(メルクマール)		事務区分(メルクマール)		国の関与(メルクマール)
				大臣並行権限	大臣並行権限	大臣並行権限	大臣並行権限	
32①	市町村による道路特定事業の共同実施	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	—
34①③~⑤	都市公園特定事業計画の策定及び実施等	規則26③	—			自治	—	—
36④⑤⑥	交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べる事等	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(2)①			
法定(2)①			
法定(2)①			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

3-⑤ 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
18	技術基準適合命令	規則36② I	規則36②	—	—	—	法定(7)			
28②	特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指導及び助言	規則36② II	規則36②	—	—	—	法定(7)			
29①	特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収	規則36② III	規則36②	—	—	—	法定(7)			
29②	特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等	規則36② IV	規則36②	—	—	—	法定(7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

3-⑥ 法令名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①③⑤	総合効率化計画の認定等(＊)	令7②	—	—	—	—
5①②	総合効率化計画の変更の認定、取り消し(＊)	令7②	—	—	—	—
21	認定総合効率化事業者に対する報告徴収(＊)	令7②	—	—	—	—
4⑥⑦	総合効率化計画の認定に係る港湾管理者との協議等(＊)	令7②	—	—	—	—
<4⑥⑦>	総合効率化計画の変更に係る港湾管理者との協議等※5③において準用(＊)	令7②	—	—	—	—
6②	港湾管理者から港湾流通拠点地区を指定したときに通知を受けること等	令7②	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	

(＊)港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)

・ 事後報告・届出・通知を許容

6① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合

3-⑦

法令名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9①	経営革新計画の承認	令12②	—	自治	—	—
10①②	経営革新計画の変更の承認・取り消し	令12②	—	自治	—	—
34①	中小企業者の経営の状況を把握するための調査	令12②	—	自治	—	—
35	経営革新のための事業を行う者からの報告の徴収	令12②	—	自治	—	—
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	令13②	—	—	—	—
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等	令13②	—	—	—	—
34②	異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査	令13②	—	—	—	—
35	異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う者からの報告の徴収	令13②	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	
自治		事後報告(6①)	

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)

・ 事後報告・届出・通知を許容

6① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合



3-⑧ 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
39の2① ④⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定等	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—
39の3① ②④⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の変更の認定、取り消し等	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—
39の4② ③	認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者が事業を承継したことの報告を受けること等	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—
73①	報告徴収	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	
自治	○	事後報告(6①)	

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)

・ 事後報告・届出・通知を許容

6① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合

3-⑨ 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと	命令	命令	—	—	—	自治	○		



3-⑩

法令名： 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(H4法62)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①、5、6 ①③、7 ①	整備計画の認定等	令7	—	—	—	—
8①	整備計画の変更の認定等	令7	—	—	—	—
9①②	認定事業者に対する報告の徴取等	令7	—	—	—	—
10①	認定計画の認定の取消等	令7	—	—	—	—
11⑤	特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理	令7	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-⑪ 法令名： 資源の有効な利用の促進に関する法律（H3法48）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
16	特定再利用事業者に対する助言等	令32	—	—	—	—
17①～③	特定再利用事業者に対する勧告、命令等	令32	—	—	—	—
35	指定副産物事業者に対する指導及び助言	令32	—	—	—	—
36①～③	指定副産物事業者に対する勧告、命令等	令32	—	—	—	—
37①	特定再利用事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32	—	—	—	—
37⑤	指定副産物事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			

- 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
  - (1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

3-⑫ 法令名： 集落地域整備法(S62法63)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
4⑤	都道府県知事から集落地域整備基本方針を定めたときの報告を受けること	令14	—	—	—	—	法定(7)			
<4⑤>	都道府県知事から集落地域整備基本方針を変更したときの報告を受けること※4⑥において準用	令14	—	—	—	—	法定(7)			

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの